

高知県新型コロナウイルス感染症に関する条例の概要

現状

新型コロナウイルス感染症は、感染拡大と収束を繰り返しながら、県民生活、経済、そして文化に多大な影響を与えている

- ・県民の健康と命を奪っている
- ・多くの産業が苦境に追い込まれている
- ・経済的に困窮する人が生じている
- ・誹謗中傷、差別に苦しむ人が生み出されている



県、県民等及び事業者それぞれの責務や役割を明らかにし、一致団結してこの災禍を乗り越えていくことが必要

条例制定

新型コロナウイルス感染症の発生の予防及びまん延を防止し、県民等への影響を最小とすることを目的とする(第1条)

〈関係者の責務・役割(第3条～第5条)〉

県の責務(第3条)

- ・国、他の都道府県、市町村、県民等、事業者、関係機関との連携
- ・感染症対策の的確かつ迅速な実施
- ・感染症の影響が最小となるよう、県民等及び事業者に対する必要な支援
- ・市町村と連携協力し、教育活動及び啓発活動を通じた知識の普及、予防接種の円滑な実施に向けた支援、生活支援の実施など

県民等の役割(第4条)

- ・国等の知見を踏まえ、予防及びまん延の防止に努める
- ・県が実施する感染症対策に協力するよう努める
- ・自身が感染症の患者、あるいは濃厚接触者であることが判明した場合は感染拡大の防止に努める

事業者の役割(第5条)

- ・予防及びまん延の防止のための適切な措置を講ずる
- ・県が実施する感染症対策に協力するよう努める
- ・クラスターが発生した場合はクラスターの再発防止のための適切な措置を講ずるよう努める

〈主要な対策(第6条～第9条)〉

県の施策(第6条)

新型コロナウイルス感染症対策として、次の施策を実施する

- ・情報収集及び調査並びに県民等及び事業者への情報提供
- ・県民等及び事業者からの相談に対応する体制の整備及び充実
- ・保健医療提供体制の整備及び充実
- ・検査及び調査の実施体制の整備及び充実
- ・感染症がまん延した場合に特に援護を要する者あるいは重症化の危険性が高い者等への支援体制の整備及び充実
- ・入院を要しない軽症者及び無症状者の療養体制の整備及び充実
- ・感染症の影響により生活が困窮した県民への支援
- ・感染症の影響により経営が悪化した事業者への支援
- ・その他、感染症対策として必要な施策

患者情報の共有(第7条)

- ・県内での医療の提供を必要とする全ての感染症の患者が、医療機関等に遅滞なく入院又は入所ができるよう、必要な情報に関係機関と速やかに共有する

不当な取扱い等の禁止(第8条)

- ・何人も、り患していること若しくはり患しているおそれがあること又は予防接種を受けていないこと等を理由に差別的取扱い、誹謗中傷、いじめ、名誉又は信用の毀損、人権の侵害等の行為をしてはならない

情報の公表(第9条)

- ・まん延を防止するため特に必要があると認めるときは、県民等が検査を受ける等の行動をとることができるよう、患者が利用し、又は参加した施設等又は催物の名称など、必要最小限の情報を公表することができる

新型コロナウイルス感染症から、県民の命と暮らし、文化を守り、感染症に打ち克つ(前文)